●●下水道部からのお知らせ●●
区域内のご家庭のトイレ水洗化のお願い

■下水道処理区域を拡大しました

5月17日㈭から、新たに次の地域が下水道処理区域（水洗化可能区域）となりました。区域内のご家庭はトイレの水洗化をお願いします。

■使用できる区域（次の地区の一部）

▼林2丁目▼和ヶ原3丁目▼西狭山ヶ丘2丁目▼若狭2丁目▼若狭3丁目▼東狭山ヶ丘6丁目▼北野新町2丁目▼大字荒幡▼大字中新井▼大字中富▼大字松郷▼大字本郷

◎対象となる区域の皆さんには、市職員が直接説明に伺います。

■トイレの水洗化をお願いします

下水道法では、公共下水道が整備された区域については、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽を使用の場合はすみやかに切り替えることが義務付けられています。

切替工事については、所沢市下水道排水設備指定工事店に依頼して、排水設備の改造工事をしてください。

今回整備された区域の下水道は汚水と雨水を分けて流す分流式で、トイレ・台所等の汚水が排水できます。

雨水は汚水管に流せませんので、宅地内で雨水浸透ます等を設置して処理してください。

また、雨水浸透ます等については、材料支給制度がありますので、ご利用ください。

なお、改造工事は所沢市下水道排水設備指定工事店以外では施工できませんので、ご注意ください。

同指定工事店の一覧は、市役所5階・下水道維持課または市ホームページでご覧になれます。

■下水管清掃の勧誘にご注意を！

最近、市からの委託を装って家庭を訪問し、宅地内の下水管清掃を勧める業者が増えています。

市では、宅地内の下水管清掃業務を特定の業者へ指示することはありませんので、十分注意してください。

問い合わせ　下水道維持課（☎2998－9408）

■下水道改造工事貸付制度

市では、トイレの水洗化工事の費用を無利子で貸し付けしています。

対　象　個人住宅（個人名義のアパート・貸家等も含む）

貸付限度額　最高52万円

償還期間　65か月以内（月額8、000円の均等償還）

問い合わせ　下水道総務課（☎2998－9213・FAX2998－9408）

リサイクルふれあい館　エコロからのご案内

■帯から作るトートバッグ

と　き　6月10日㈰／午前9時30分～午後0時30分

定　員　申し込み先着10人

持ち物　帯、裏地、ファスナー20cm、裁縫用具、ミシン

■牛乳パックで菓子器作り

と　き　6月24日㈰午前9時30分～午後0時30分

定　員　申し込み先着20人

参加費　400円（材料代として）

持ち物　牛乳パック（上を開いてよく洗い、乾かしたもの）1,000mℓ／6本、でんぷんのり、セロハンテープ

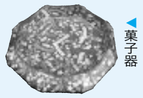

◀菓子器

■傘布から作るエコバッグ

と　き　6月30日㈯／午前9時30分～午後0時30分

定　員　申し込み先着15人

持ち物　裁縫用具、ミシン

▶エコバッグ

■6月の行事

行　事　名	開　催　日　時
裂き織り（コースター）	6月8日㈮／午前10時～
裂き織り（ランチョンマット）	6月13日㈬／午前10時～
包丁研ぎ講習会	6月16日㈯／午前10時～
裂き布ぞうり	6月17日㈰／午前10時～
おもちゃの病院	6月23日㈯／午後1時30分～
大型家具抽選会（40点程度）	6月9日㈯・23日㈯／午前11時～
布から紙すき・家具修理のひけつ	6月30日㈯／午後1時30分～
小型家具即日頒布（先着10点程度）	毎週金曜日／午前10時 ◎中止となる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

◎いずれの行事も開催場所は、ふれあい館・エコロで申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ　6月1日㈮からリサイクルふれあい館（☎2994-5374・FAX2994-1118／休館日：月曜日・祝休日／月曜日と祝休日が重なる場合は翌日も休館）へ電話

新たに指定された文化財を紹介します

教育委員会は、4月1日付で次の4点の文化財を新たに所沢市の指定文化財としました。

1　漆紙文書

東の上遺跡（市内久米）より出土したものです。表面には、具注暦とよばれる奈良時代の暦の一部が記されており「大小歳對」「加冠吉」などの文字を読み取ることができます。

反故になった暦の裏面には、馬の絵が描かれ、漆入れの器の蓋に転用されたことで、紙に漆が付着し腐敗を免れ、現在まで残りました。

残存する資料は断片ですが、所沢市に残る最古の文書として貴重です。

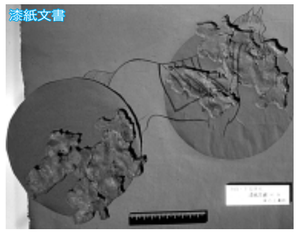

2　桜木神社文書

桜木神社文書は、幕末期の嘉永3年（1850）森田道依が創建した桜木神社の関係資料と、道依の生涯活動に関連した資料です。中には本居宣長直筆の蔵書目録もあり道依自身の資料と共に貴重です。

3　旧石山家文書

旧石山家文書は、市内山口の石山家に伝わる幕末・明治期の文書群で、神事舞太夫職（神事に出仕し舞を舞う者）に関する資料を中核とし、機織業や外交官に関する資料で構成されています。

近世の習合神道のあり様を解明できる貴重な文書群です。

4　澤田家文書

澤田家文書は、幕末期の安政2年（1855）北野村（現小手指南）に澤田泉山が開いた寺子屋・漢学塾関係の資料で、近代地方教育の先駆的な実践記録として貴重です。

◎詳細はお問い合わせください。

問い合わせ　文化財保護課（☎2998－9253・FAX2998－9128）

「はかり」の定期検査

商品の販売や薬の調剤に使用するはかり、健康診断で使用する体重計、取り引きや証明に使用するはかりなどは、計量法の規定によって定期検査を受け、これに合格したものでなければ使用できません。

今年の定期検査の日程などは下表のとおりです。対象者には郵便でお知らせします。該当する方は、必ず検査を受けてください。また、該当地区の日時で都合の悪い方は、日程表内のほかの会場で検査を受けてください。

検査対象　機械式はかり（ばね式指示はかり・台手動はかり・棒はかり等）

■検査日程表

日　時		会　場	地　区
6月4日㈪	午前10時～正午 午後1時～3時	吾妻公民館（久米2229－1）	吾妻地区 山口地区
6月5日㈫		三ヶ島公民館（三ヶ島5－1639－1）	三ヶ島地区
6月6日㈬		小手指公民館（北野南1－5－2）	小手指地区
6月7日㈭		市営寿町駐車場（寿町25－7）	所沢地区
6月8日㈮		市営寿町駐車場（寿町25－7）	所沢地区

◎電気式（デジタル）はかりは対象外です。別途、はかりの使用場所で検査をします。また、表記以外の地区は、平成20年に実施します。

問い合わせ　消費生活センター（☎2926－1711・FAX2923－8711）

皆さんの善意

【愛の福祉基金】●松井営農研究会様（3万円）●所沢市ゴルフ連盟様（37、315円）●青梅信用金庫北野支店様（15、851円）●㈱安心ダイヤル様（73、400円）●㈱安心ダイヤル従業員様（6、600円）●松葉晃一様（6、830円）●ほっぺ街様（114、940円）●藤惠洋海様（1万円）●老人憩の家とめの里利用者様（6千円）●ジュレップス様（171、853円）●家庭倫理の会いるま様（1万円）●所沢友和会様（20万円）●細川みづほ様（3万円）●所沢市役所副主幹会様（23、808円）

【養護老人ホーム亀鶴園へ】●岡昭様（布団1組・座布団3枚）

【生涯学習センターへ】●所沢中央ロータリークラブ様（AED／自動体外式除細動器1台）

【市内各小学校へ】●読売新聞所沢グループ様（よいこのやくそくミニボード3千枚）

【小中学生の文化スポーツ振興のため】●青梅信用金庫様（90万円）

※3月16日から4月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

～あなたと家族の大切な命を守るために～
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です

就寝中などに火災が発生し、逃げ遅れて亡くなる方が増えています。

火災の発生をすばやく察知できれば、いち早く避難することができ、命が助かる可能性は高くなります。

住宅火災による死者の発生を防止するため、一般住宅の寝室・階段などに、住宅用火災警報器を設置することが消防法で義務付けられました。

住宅火災による死者数は、住宅用火災警報器等が設置されているモデル地区では約3分の1程度に減少（左グラフ参照）しています。

■住宅火災による死者数

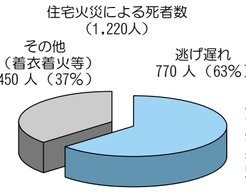

（平成17年中）

■住宅用火災警報器等の設置の有無で見た住宅火災100件あたりの死者数

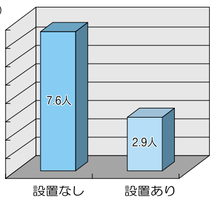

■住宅用火災警報器

火災により発生する煙や熱を感知し、警報ブザーや音声により火災の発生を知らせます。

壁に取り付けられる警報器や、音の代わりに光で知らせる警報器もあります。

◎NSマークの付いた警報器を設置しましょう。また、電池式の警報器は自分で取り付けることができます。

■設置期限

現在お住まいの住宅は、平成20年5月31日までに設置が必要です。

■設置場所

①就寝に使う部屋

②就寝に使う部屋がある階から、下の階に通じる階段の天井または壁の上部

◎台所には、設置義務はありませんが、取り付けることをお勧めします（熱式でも可）。

■設置例（：火災警報器）

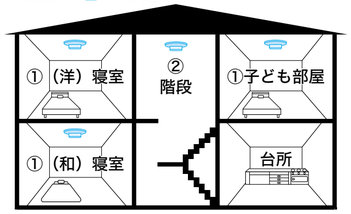

◎寝室・階段には火災が早期に発見できる煙式を設置してください。

■購入先

①電気機械器具販売店　防災用品を扱う量販店

②消火器等を販売する消防用設備業者等

消防署で住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売・点検業者には、ご注意ください。

◎詳細はお問い合わせください。

問い合わせ　消防本部予防課（☎2929－9121・FAX2929－9128）、住宅用火災警報器相談室（フリーダイヤル0120－565－911）

（仮称）まちづくり基本条例の検討を進めるための
講演会と勉強会のお知らせ

市では、多くの自治体で自治基本条例と呼ばれ、自治の基本ルールを定める「（仮称）まちづくり基本条例」の制定に向け検討を始めています。

この条例を市民のみなさんと共有し、理解を深めていただくため、平成19年度中に各地域で講演会や勉強会を開催します。

■講演会「まちづくり基本条例ってなに？」開催スケジュール

日　時	会　場（連絡先）	定　員
6月24日㈰／午後2時～4時	松井公民館・ホール（☎2994-1222・FAX2994-1237）	200人

◎直接会場へお越しください。なお、9月・10月・11月にも開催を予定しています。

内　容　▶基本講演「まちづくり基本条例ってなに？」／講師・廣瀬克哉さん（法政大学法学部教授）▶所沢市の取り組み状況など

■勉強会「まちづくり基本条例を考えよう」開催スケジュール（6月～7月）

	日　時	会　場（連絡先）	定　員
①	6月30日㈯／午前10時～正午	新所沢公民館・研修室1（☎2924-2955・FAX2924-2960）	約20人
②	7月7日㈯／午前10時～正午	小手指公民館・学習室1（☎2948-1295・FAX2948-1247）	約20人
③	7月14日㈯／午前10時～正午	松井公民館・会議室1（☎2994-1222・FAX2994-1237）	約20人
④	7月28日㈯／午前10時～正午	柳瀬公民館・学習室2（☎2944-2113・FAX2944-2813）	約20人

◎12月まで各地域で開催します。詳細はお問い合わせください。

内　容　まちづくり基本条例の基本的な内容の勉強と意見交換

申し込み　各勉強会の開催日1週間前までに、氏名、住所、電話番号を、政策企画課または会場となっている各公民館に電話またはファックス、Eメール（a9027@city.tokorozawa.saitama.jp）のいずれかの方法で連絡

◎定員を超えた場合は、抽選になります。

問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）

少年少女消防体験入隊
隊員募集！

体験入隊では、梯子車乗車体験・地震対応・救急処置・救助訓練等が体験できます。

と　き　▶第1回…7月24日㈫▶第2回…7月25日㈬／いずれも午前9時～午後4時

◎両日ともに同様の内容で実施します。

ところ　消防本部（けやき台1－13－11）

対　象　市内在住、在学の小学校5・6年生

定　員　いずれの回も申し込み先着80人

参加費　300円（傷害保険等）

◎参加費は当日集めます。

申し込み　中央・東消防署および各分署に備え付けの申込書で6月4日㈪～22日㈮までに各消防署・分署へ直接

問い合わせ　消防本部予防課（☎2929-9121・FAX2929-9128）

市政通信

トコロキッズ地域エコクラブ
パンジー贈呈式

▼4月10日㈫、市役所西口玄関前で、トコロキッズ地域エコクラブ（明峰小学校児童）からパンジーの贈呈が行われました▼このパンジーは、給食の残菜を堆肥化して育てたもので、小学校・東京電力㈱・市の産官学連携で取り組んだ環境教育の一環です。▼贈呈式では、児童の代表による手紙の朗読やパネル展示も行われました。

明るい選挙啓発キャンペーンを行いました

▼4月17日㈫、所沢駅前のワルツビル1階玄関前にて投票日の周知などの選挙時街頭啓発を行いました▼今回は市内在住のコーラスグループ「ジュレップス」のメンバーと「選挙に行こう！by JULEPS」と題してミニコンサートを実施しました▼同メンバーのさわやかな歌声が流れる中、若い世代にも一票の大切さを伝えるとともに、投票の棄権防止を広く市民の皆さんに呼びかけました。